

2017年11月4日
「業種別職種別ユニオン運動」研究会

私の経験した個別指導塾の労働実態

佐藤 悠（元個別指導塾講師）

【業界】

個別指導塾

【職種】

塾講師

【会社】

●フランチャイザー：株式会社スプリックス

事業内容：教育IT事業、個別指導塾事業、教育コンテンツ事業等

ブランド：森塾

売上高：49億円（2014年9月）

●フランチャイジー（雇用主）

従業員数：社員数 569名（2014年4月現在）

生徒数 23,592名（2014年1月時点）

事業内容：幼児・小学生・中学生・高校生を中心とした進学塾、大学受験予備校、その他教育関連事業（神奈川・東京・埼玉・千葉に合計 178 教室を展開）

ブランド：湘南ゼミナール、森塾、スタディ・ナビ

売上高：81億8,600万円（2014年5月実績）

【職場】

森塾淵野辺校舎

校舎には社員1名（教室長）と学生アルバイト20名程度

【契約】

アルバイト契約

1コマ80分当たり 1,500円

※授業時間以外は、最低賃金で支払うと賃金規定に記載（但し契約書に明記されてない）

【入社経緯】

森塾淵野辺校に生徒として通っていた。大学合格後に、自分からバイトしたいと申し出たら承諾された。3月上旬から青葉台校に勤務、7月末から淵野辺校で勤務。

【仕事内容】

1対2の個別指導。

月（80分×2）・水（45分×3、80分×2）・金（80分×2）に勤務。

【労働条件の問題】

①授業時間しか給料が払われない（コマ給）

以下の時間帯の給与が支払われない。

- ・夕礼…全員の先生が集まる、10分間、しっかりとした会議スタイル)
 - ・Y S会議…授業が終わった後（10時くらいから）、バイト全員が集まっての会議形式で、友人紹介キャンペーンの結果報告をする。
 - ・授業の予習などの準備時間
 - ・カルテ記入・チェックの時間
- ※一部支払われる会議もある（新学期前の会議、ボーナス会議）

②深夜割増賃金が支払われない

22時以降にも、授業報告書やテスト結果報告書の記入等の業務を毎日30分以上行っているが、夜割増賃金が支払われてない。

③補講の時間の賃金が一部支払われない

中学生に教えているが、定期テストが近くなると補修（補講）がある。80分授業。生徒1人につき1回やる。補講が複数回になる子もいるが、2回以上組んだ場合、2回目以降のお給料が払われない。1回目は1500円だが、2回目は0円。他のスタッフに確認したら、それは支払われないと言われた。

④休憩が法定通り取れていない

生徒用の休憩は授業間に5～10分程度あるが、先生は送り迎えや生徒対応があり、休み時間は取れない。小学生の指導をする際には、15時半くらいに塾に行くが22時まで休憩が取れず、法律に違反しているし、その間ご飯が食べられないのが苦痛。

【労働時間の例】 ※○が給料支払い有り、×が給料支払い無し

15時50分	出勤
×15時50分-16時20分	予習、カルテチェック
○16時20分-17時05分	1コマ（小学生45分授業）
×17時05分-17時10分	生徒休憩（生徒の送迎）
○17時10分-17時55分	2コマ（小学生45分授業）
×17時55分-18時40分	3コマ（小学生45分授業）
×18時40分-18時50分	夕礼
○18時50分-20時10分	4コマ（中学生80分授業）
×20時10分-20時20分	生徒休憩（生徒の送迎）
○20時20分-21時40分	5コマ（中学生80分授業）
×21時40分-22時30分	生徒見送り、カルテ記入・提出、Y S会議、掃除
22時30分	退勤